



川崎市

令和6年度 第2回  
川崎市指定介護保険事業者等集団指導講習会

# 川崎市における指導事例について

健康福祉局長寿社会部  
高齢者事業推進課事業者指導係



# 目次

1. 全サービス共通
2. 施設系サービス
3. 居住系サービス
4. 居宅系サービス

## 参考資料



# 1. 指導事例 全サービス共通

## (1) 事故発生時の対応について

介護の提供による事故のうち、本市に報告が必要な事故について、本市に報告されていなかつた事例

関連する条例等 → 全サービスに同様の規定あり

### ○事故発生時の対応

指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

### 改善指示内容

介護の提供による事故のうち、本市に報告が必要な事故については、原則として1週間以内に事故報告書を本市に提出すること。



## 事故報告の対象となる事故

- サービスの提供による、利用者のケガ又は死亡事故の発生  
→在宅の通所・入所サービスおよび施設サービスにおいては、利用者が事業所内にいる間（サービス終了後に送迎を待っている間を含む。）も含まれる。
- 食中毒及び感染症、結核の発生
- 職員の法令違反・不祥事等
- 誤薬、与薬もれ等  
→医師（配置医師を含む。）の診察又は指示を受けた場合。
- 離設・行方不明等
- その他報告が必要と認められる事故



# 1. 指導事例 全サービス共通

※訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・隨時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設が対象

## (2) 第三者評価の実施状況について

重要事項説明書に第三者評価の実施状況についての記載がない事例

関連する条例等

他サービスに同様の規定あり

### ○内容及び手続の説明及び同意

指定訪問介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問介護を提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、当該指定訪問介護事業所の運営規程の概要、訪問介護員等の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要な重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所から指定訪問介護の提供を受けることにつき同意を得なければならない。

改善指示内容

「第三者評価の実施の有無」、「実施した直近の年月日」、「実施した評価期間の名称」、「評価結果の開示状況」を記載すること。



# 1. 指導事例 全サービス共通

## (3) 記録の保存期間について

事業所の運営規定において記録の保存期間が2年間と定められていた事例

関連する条例等

他サービスに同様の規定あり

### ○記録の整備

指定訪問介護事業所は、利用者に対する指定通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 訪問介護計画

⋮

⋮

(6) 第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

### 改善指示内容

運営規程における保存期間を5年間に修正し、記録を適切に保存すること。



# 1. 指導事例 全サービス共通

## (4) 運営規程について

運営規程に事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法が定められていなかった事例

関連する条例等

他サービスに同様の規定あり

### ○運営規程

指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

#### (12) 事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法

改善指示内容

事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法の重要事項に関する規定を定めること。



## 運営規定に定めておかなければならぬ事項

認知症対応型共同生活介護

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務内容
- (3) 利用定員
- (4) 指定認知症対応型共同生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 入居に当たっての留意事項
- (6) 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) 非常災害対策
- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (10) 個人情報の管理の方法
- (11) 苦情への対応方法
- (12) 事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法
- (13) その他事業の運営に関する重要事項



# 1. 指導事例 全サービス共通（※当スライドは地域密着型サービスにおいて共通）

## （5）運営推進会議について

運営推進会議の開催について、規定されている回数の実施がされていなかった事例

### 関連する条例等

地域密着型サービスに同様の規定あり

#### ○地域との連携

指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（中略）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

### 改善指示内容

条例等に記載の通り、おおむね6月に1回以上開催するよう規定されているため、実施に向けて対応すること。（新型コロナウイルスによる臨時の取扱いは令和5年5月7日で終了している）



## サービス種別と開催頻度

サービス種別	開催頻度
療養型通所介護	おおむね 12月に1回
定期巡回・隨時対応型訪問介護看護（※）	
地域密着型通所介護	おおむね 6月に1回
認知症対応型通所介護	
小規模多機能型居宅介護	
看護小規模多機能型居宅介護	
認知症対応型共同生活介護	おおむね 2月に1回
地域密着型特定施設入居者生活介護	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	

※会議名称は介護・医療連携推進会議



## 2. 指導事例 施設系サービス

### (1) ターミナルケア加算について

介護老人保健施設

入所者のターミナルケアに係る計画の作成にあたって行う家族への説明や、入所者の状態又は家族の求め等に応じ隨時行う家族への説明について、説明し同意を得ていることは確認できたものの、記録が不十分であった事例

#### 関連する条例等

##### ○ターミナルケア加算について

本人又はその家族に対する隨時の説明に係る同意については、口頭で同意を得た場合は、その説明日時、内容等を記録するとともに、同意を得た旨を記載しておくことが必要である。

#### 改善指示内容

ターミナルケア加算の算定にあたり、入所者のターミナルケアに係る計画の作成にあたって行う家族への説明や、入所者の状態又は家族の求め等に応じ隨時行う家族への説明について、説明日時、説明の相手方、説明の内容、同意を得た旨等を記録すること。



## 2. 指導事例 施設系サービス

### (2) 経口維持加算について

介護老人保健施設

経口維持加算の対象者について、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理が必要であるものとして、医師等の指示を受けている記録が確認できなかった事例

#### 関連する条例等

##### ○経口維持加算について

継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理が必要であるものとして、医師又は歯科医師の指示を受けたものを対象とすること。ただし、歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受ける管理栄養士等が、対象となる入所者に対する療養のために必要な栄養の指導を行うに当たり、主治の医師の指導を受けている場合に限る。

#### 改善指示内容

経口維持加算の対象者について、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理が必要であるものとして、医師等の指示を受けたことが確認できるよう記録すること。



## 2. 指導事例 施設系サービス

### (3) 栄養マネジメント強化加算について

地域密着型介護老人  
福祉施設

入所者が他の介護保険施設や医療機関に入所（入院）する場合に、入所中の栄養管理に関する情報を入所先（入院先）に提供していることが確認できなかった事例

#### 関連する条例等

##### ○栄養マネジメント強化加算について

他の介護保険施設や医療機関に入所（入院）する場合は、入所中の栄養管理に関する情報（必要栄養量、食事摂取量、嚥下調整食の必要性（嚥下食コード）、食事上の留意事項等）を入所先（入院先）に提供すること。

#### 改善指示内容

栄養マネジメント強化加算の算定にあたっては、入所中の栄養管理に関する情報（必要栄養量、食事摂取量、嚥下調整食の必要性（嚥下食コード）、食事上の留意事項等）を入所先（入院先）に提供し、情報提供すること。



## 2. 指導事例 施設系サービス（短期入所）

### （4）送迎加算について

短期入所生活介護

送迎加算について、居宅と事業所との間の送迎であることが確認できなかった事例

#### 関連する条例等

##### ○送迎加算

利用者的心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所生活介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき規定の単位を所定単位数に加算する。

#### 改善指示内容

送迎の記録について、時間や担当者、送迎対象者等の記録に加えて、送迎先がどこであるか具体的に記録すること。



### 3. 指導事例 居住系サービス

#### (1) 入居者が認知症であることの確認について

認知症対応型  
共同生活介護

一部の入居者において、看護サマリーで認知症の確認をしており、主治の医師の診断書等による認知症であるとの確認ができなかった事例

#### 関連する条例等

##### ○入退居

指定認知症対応型共同生活介護事業者は、入居申込者の入居に際しては、主治の医師の診断書等により当該入居申込者が認知症である者であることの確認をしなければならない。

#### 改善指示内容

入居者が主治の医師の診断書等による認知症である者であることの確認を行い、その結果、認知症であることの確認ができなかった場合、介護報酬の返還等の必要な措置を講じること。



### 3. 指導事例 居住系サービス

#### (2) 認知症対応型共同生活介護計画の作成について

認知症対応型  
共同生活介護

計画の作成にあたり、他の介護従業者との協議が行なわれていなかった事例

#### 関連する条例等

##### ○認知症対応型共同生活介護計画の作成

計画作成担当者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した計画を作成しなければならない。

#### 改善指示内容

他の介護従業者と協議を実施し、会議録を作成すること。



### 3. 指導事例 居住系サービス

#### (3) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)について

認知症対応型  
共同生活介護

認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議の定期的な開催が確認できなかつた事例

#### 関連する条例等

##### ○認知症専門ケア加算(Ⅰ)

(3) 当該事業所又は施設の従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。

#### 改善指示内容

当該加算の算定要件を満たしていない場合には、介護報酬の返還等の必要な措置を講じること。  
なお、会議の開催に際し、記録の整備及び保管に努めること。



### 3. 指導事例 居住系サービス

#### (4) 運営懇談会の開催について

特定施設入居者生活介護  
(有料該当のみ)

運営懇談会において、貸借対照表や損益計算書等の財務諸表に基づいた経営状況について、報告・説明を行っていることが確認できなかった事例

#### 関連する指針等

##### ○運営懇談会の設置等

運営懇談会では、次に掲げる事項を定期的に報告し、説明すること。また、入居者の要望、意見を運営に反映させよう努めること。

##### (I) 貸借対照表や損益計算書等の財務諸表に基づいた経営状況

#### 改善指示内容

運営懇談会において必要な情報の報告・説明を行うこと。



## 4. 指導事例 居宅系サービス

### (1) 主治の医師等の意見等について

居宅介護支援

医療サービスを位置付ける場合に主治の医師にサービス担当者会議への出席も求めておらず、意見も求めていない事例

#### 関連する条例等

##### ○指定居宅介護支援の具体的取扱方針について

介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、当該利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めなければならない。

#### 改善指示内容

利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、当該利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求ること。



## 医師等との連携について

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第16条(9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

第16条(19) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、当該利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めなければならない。第16条(19)の2 前号の場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。

第16条(20) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあっては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあっては、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意事項を尊重してこれを行うものとする。

高齢者が在宅生活を続けていくためには医療と介護の適切な連携が必要となり、上記の基準に示されているとおり、医療で中心的な役割を担う主治医をはじめとした多職種との連携が重要です。

**日頃から円滑な関係づくりを心掛け、情報の把握・提供・共有し、適切に連携を図っていただくようお願ひいたします。**

【参考ツール：入退院支援ガイドブック、病院との連携ガイドブック等】

<https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000063515.html>



## 4. 指導事例 居宅系サービス

### (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための措置について

居宅介護支援

感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設置していることが確認できなかった事例

#### 関連する条例等

##### ○感染症の予防及びまん延の防止のための措置

指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。

#### 改善指示内容

感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。



## 4. 指導事例 居宅系サービス

### (3) 福祉用具貸与を計画に位置付ける場合について

居宅介護支援

福祉用具貸与を位置付ける際の必要な理由は記載されていたが、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある理由の記載が確認できなかった事例

#### 関連する条例等

##### ○指定居宅介護支援の具体的取扱方針

介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載しなければならない。

#### 改善指示内容

継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載すること。



## 4. 指導事例 居宅系サービス

### (4) モニタリングについて

居宅介護支援

利用者の居宅を訪問せず電話でモニタリングを行っているが、特段の事情等の記載がない事例

#### 関連する条例等

##### ○モニタリングの実施

特段の事情のない限り、少なくとも1月に1回は利用者と面接を行い、かつ、少なくとも1月に1回はモニタリングの結果を記録することが必要である。

また、「特段の事情」とは、利用者の事情により、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接することができない場合を主として指すものであり、介護支援専門員に起因する事情は含まれない。さらに、当該特段の事情がある場合については、その具体的な内容を記録しておくことが必要である。

※ 「居宅介護支援・介護予防支援・サービス担当者会議・介護支援専門員に係る項目及び項目に対する取扱い」も併せて確認すること

#### 改善指示内容

特段の事情により面接をすることができない場合は、その具体的な内容を記録すること。



## 4. 指導事例 居宅系サービス

### (5) 個別サービス計画の受領について

居宅介護支援

居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等から計画が提出されておらず、提出も求めていない事例

#### 関連する条例等

##### ○指定居宅介護支援の具体的取扱方針

介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画（川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第81号）第25条第1項に規定する訪問介護計画をいう。）その他の同条例において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。

#### 改善指示内容

指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画その他の同条例において位置付けられている計画の提出を求ること。



## 4. 指導事例 居宅系サービス

### (6) 入院時情報連携加算（Ⅰ）について

居宅介護支援

利用者が入院した日のうちに医療機関の職員に対して情報提供を行ったことが分かる記録が確認できなかつた事例

#### 関連する条例等

##### ○入院時情報連携加算（Ⅰ）

入院時情報連携加算（Ⅰ）を算定する場合は、利用者が入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。

#### 改善指示内容

当該加算の算定要件を満たしていない場合には、介護報酬の返還等の必要な措置を講じること。  
また、情報提供を行った日時、場所、内容、提供手段等について居宅サービス計画等に記録すること。



## 4. 指導事例 居宅系サービス

### (7) 業務継続計画の作成について

訪問介護

業務継続計画が策定されておらず、さらに定期的な研修及び訓練の実施予定がないことが確認された事例

#### 関連する条例等

##### ○業務継続計画の策定等

感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

#### 改善指示内容

業務継続計画の作成が義務となっていることを踏まえ、速やかに必要な措置を講じること。



## 4. 指導事例 居宅系サービス

### (8) 秘密保持について

通所介護

利用者家族の個人情報を用いる場合に当該家族の同意を得ていることが確認できなかった事例

#### 関連する条例等

##### ○秘密保持等

指定通所介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の家族の個人情報を用いる場合には当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならぬ。

#### 改善指示内容

利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ること。



## 4. 指導事例 居宅系サービス

### (9) 個別機能訓練加算（Ⅰ）イについて

通所介護

3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問し、生活状況の確認や、個別機能訓練計画の進捗状況の説明を行っている記録が確認できなかった事例

#### 関連する条例等

##### ○個別機能訓練加算（Ⅰ）イ

個別機能訓練加算（Ⅰ）イを算定する事業所においては、次に掲げる基準に適合すること。

（4）機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況を確認した上で、個別機能訓練計画を作成すること。また、その後3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問した上で、当該利用者の居宅における生活状況をその都度確認するとともに、当該利用者又はその家族に対して、個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて個別機能訓練計画の見直し等を行っていること。

#### 改善指示内容

当該加算の算定要件を満たしていない場合には、介護報酬の返還等の必要な措置を講じること。

3月ごとに1回以上利用者の居宅を訪問し、当該利用者の居宅における生活状況をその都度確認するとともに、当該利用者又はその家族に対して、個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、記録すること。



## 4. 指導事例 居宅系サービス

### (10) 虐待の防止について

地域密着型通所介護

虐待防止のための指針の整備及び虐待の防止のための対策を検討する委員会を開催していることが確認できなかった事例

#### 関連する条例等

##### ○虐待の防止

指定地域密着型通所介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1)当該指定地域密着型通所介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、指定地域密着型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2)当該指定地域密着型通所介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

#### 改善指示内容

指針の整備及び虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について介護従業者に周知徹底を図るとともに、改善計画を提出すること。

また、措置を講じていない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として所定単位数から減算すること。



## 4. 指導事例 居宅系サービス

### (11) 入浴介助加算(II)についてについて

地域密着型通所介護

医師等が利用者の居宅を訪問し、当該利用者の動作の評価を実施している記録が確認できなかった事例

#### 関連する条例等

##### ○入浴介助加算(II)

入浴介助加算(II)を算定する事業所においては、次に掲げる基準に適合することとされている。

(2) 医師等が利用者の居宅を訪問し、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価し、かつ、当該訪問において、当該居宅の浴室が、当該利用者自身又はその家族等の介助により入浴を行うことが難しい環境にあると認められる場合は、訪問した医師等が、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員又は指定福祉用具貸与事業所若しくは指定特定福祉用具販売事業所の福祉用具専門相談員と連携し、福祉用具の貸与若しくは購入又は住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言を行うこと。

#### 改善指示内容

当該加算の算定要件を満たしていない場合には、介護報酬の返還等の必要な措置を講じること。

利用者の居宅を訪問し、当該利用者の動作の評価を実施している記録を整備すること。



## 参考資料

川崎市ホームページ 川崎市基準条例（R06.04.01施行）

(<https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000096593.html>)

